

サービス事業利用までの流れ (窓口対応マニュアル)

平成29年3月22日
燕市健康福祉部長寿福祉課介護保険係

介護予防・日常生活支援総合事業とは

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護保険法 第115条の45第1項に規定。
市町村が中心になって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。
- 単身生活者や高齢者のみ世帯が増える中、買い物や掃除といった生活支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になる。
- 高齢者一人ひとりが介護予防に努めるとともに、地域や家庭内で何らかの役割を担いながら生活することが大切。

② 受付窓口の心得

- 受付では、対象者のサービス意向と身体・精神状況に合わせて、介護保険申請か総合事業申請（基本チェックリストの実施）かを判断する。
- 総合事業は、①本人の自立・重症化予防のための事業である ②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立てその達成に向けて自主的に取り組み、達成後は、より自立に向けた次のステップに移っていくものであることを説明する。
- 総合事業は、①サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能である ②事業対象者となった後やサービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であることを説明する。

相談からサービス利用までの流れ

①相談受付

- 被保険者は窓口【市長寿福祉課・各地域包括支援センター】に相談
- 被保険者資格の確認 地域包括支援センターで新規申請を受付する場合は、介護保険係に電話で受付可能か確認を取る。
- 他圏域の相談者が窓口で総合事業対象者として申請に来られた場合は、当該圏域地域包括支援センターに申し送りを行う旨を確認して受付を行う。

②聞き取りとふりわけ

- 窓口担当者は、被保険者から相談の目的や必要と考えているサービス、被保険者の心身の状況等を聞き取る。
「総合事業・要支援要介護認定スクリーニングシート（※）」に記入 ※以下、「スクリーニングシート」
- 明らかに要介護認定が必要な場合は、要介護認定を案内する。
- 利用したいサービスに訪問看護、福祉用具レンタル・購入、住宅改修、ディケア、ショートステイがあれば要支援要介護認定申請を案内する。

要介護認定が必要な例（参考）

立ち上りや歩行が自力では困難。

排泄や入浴に一部介助が必要。

物忘れがひどく、数分たつと何度も問いかける。

自分で妥当な判断ができないので、見守り・声掛けが必要。

入院中の場合。

要介護・要支援認定をもとに障害者控除を受けている。

相談からサービス利用までの流れ

③要介護認定の必要性低い方へ総合事業説明 明らかに要介護認定必要な方へ要介護認定説明

総合事業（サービス事業・一般介護予防事業）の説明

【総合事業の説明】説明用チラシ使用

- 総合事業は、要支援状態からの自立促進・重症化予防推進の事業。
- ケアマネジメントにおいて、本人が目標を立てサービス利用しながら予防に取り組み、達成後は次の段階に移ること。
- 基本チェックリストに該当することで、迅速なサービス利用が可能となること。
- 総合事業のサービスを利用し始めた後でも必要なときは要介護認定申請が可能であること。

サービス事業によるサービス希望の場合
基本チェックリスト実施

非該当

総合事業の
一般介護予防事業

該当

介護予防ケアマネジメント

総合事業の
介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定説明

認定調査・主治医意見書・認定審査会

非該当

要支援 1・2

要介護 1～5

予防給付を利用

介護予防サービス計画

予防給付

居宅サービス計画

介護給付

事業のみ利用

相談からサービス利用までの流れ

④基本チェックリストの説明・実施

- 実施した基本チェックリストは市長寿福祉課、担当地域包括支援センターに提供されることについて相談者から同意を得る。
- 「基本チェックリストの考え方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、原則としては本人が記入、本人が記入できない事情がある場合は、本人に聞き取りを行い、家族・市職員、包括職員等が記入する。
- サービス事業利用のための手続きは、原則被保険者本人が直接窓口に出向いて行うが、本人や家族より相談があった場合は、必要に応じて訪問を行う。

⑤事業対象者の特定と介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

- 記入された基本チェックリストは3か月以内に実施されたものが有効。過ぎている場合は現状と違いがないか確認が必要。
- 基本チェックリストの点数を算出し、事業対象者の基準に該当している場合は総合事業の今後の流れを説明する。
- 事業対象者基準に該当しない場合、民間サービスや一般介護予防事業等を紹介する。

市で受付

「スクリーニングシート」「基本チェックリスト」実施。事業対象者該当の場合は、「スクリーニングシート」「基本チェックリスト」写しを包括に送付。（「基本チェックリスト」が非該当でも「スクリーニングシート」と共に包括へ送付する。）

↓
包括の訪問による「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」記入。
訪問時、包括は基本チェックリスト内容再確認。

↓
包括は「介護予防ケアマネジメント依頼」を市に提出。

包括支援センターで受付

新規申請を受け付ける場合、介護保険係に電話で受付可能か確認をとる。

↓
「スクリーニングシート」「基本チェックリスト」実施。事業対象者該当の場合は、「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」記入。（「基本チェックリスト」が非該当の場合でも「スクリーニングシート」と共に市へ掲出する。）

↓
包括は「スクリーニングシート（原本）」「基本チェックリスト（原本）」「介護予防ケアマネジメント依頼」を市に提出。（請求が、支援費とケアマネジメント費で定期的に変動する場合は、両方提出しておいてもよい。）

※居宅介護支援事業所に再委託しているケースの更新申請（総合事業か認定申請のふりわけ）は、包括支援センターも同席して行うこと

⑥受給者台帳登録・被保険者証の発行

- 提出されたケアマネジメント依頼届出書、基本チェックリストに基づき、市は事業対象者を受給者台帳に登録する。登録後、総合事業対象者決定通知書および被保険者証を作成し、被保険者に郵送する。届出受理後、おおよそ1～2週間程度で発送予定。
- 被保険者証の有効期間は、基本チェックリスト実施日から開始とし、実施日の翌月の初日から起算して24か月間とする。ただし、実施日が月の初日にあたる場合は当該実施日から起算するものとする。
例) チェックリスト実施日 平成29年4月1日の場合 「有効期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日」
例) " 4月2日の場合 「有効期間：平成29年4月2日～平成31年4月30日」

⑦介護予防ケアマネジメント業務契約、アセスメント、ケアプラン（原案）作成、サービス担当者会議、

- 現行の指定介護予防支援の開始時と同様、重要事項を記した文書を説明し、利用者の同意を得る。
- 利用者に対してアセスメントを行い、結果に基づきケアプラン（原案）の作成、サービス担当者会議（必要時）を開催する。

⑧利用者へケアプランの説明・同意

⑨サービスの利用開始